宝塚市告示第１９４号

街区の設定について

宝塚市住居表示に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり山手台東５丁目の一部に街区を設定して告示の日から施行する。

令和８年(２０２６年)１１月９日

宝塚市長　森　　臨　太　郎

山手台東５丁目

１０番街区を設定する

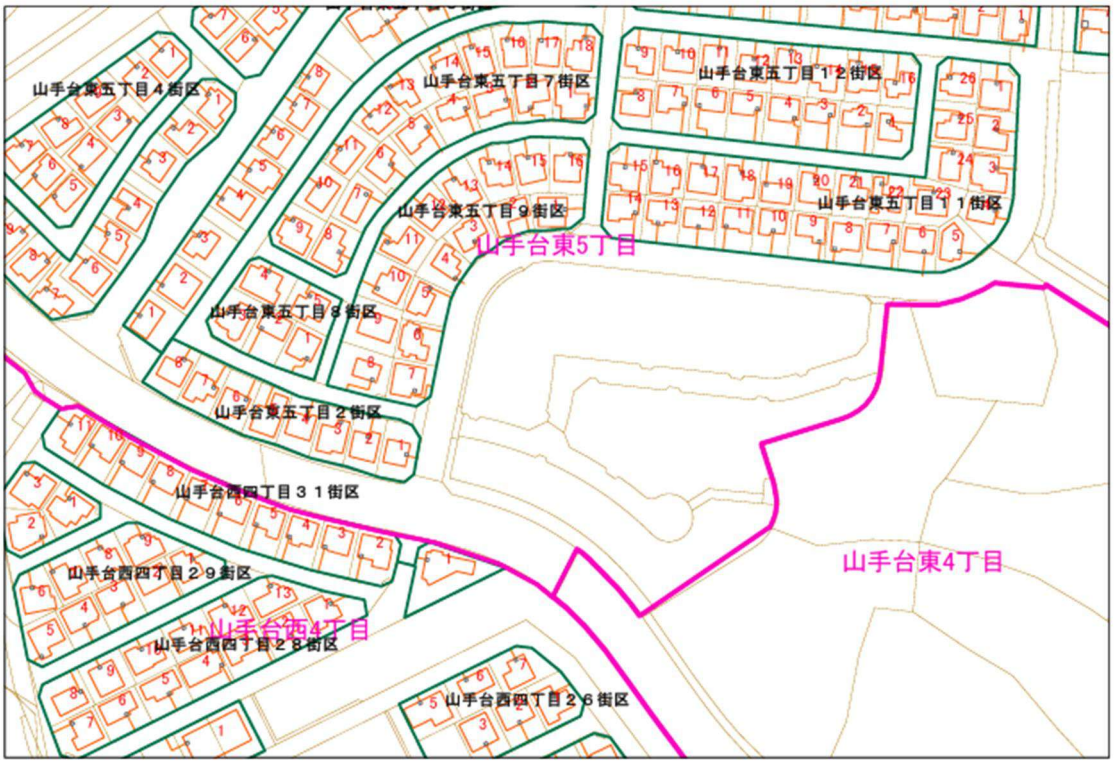
設定理由

街区が設定されていない山手台東５丁目の一部の区域において建物の建築にあたりこれを機に街区を設定しようとするものです。

宝塚市住居表示に関する条例（抜粋）

第２条　市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

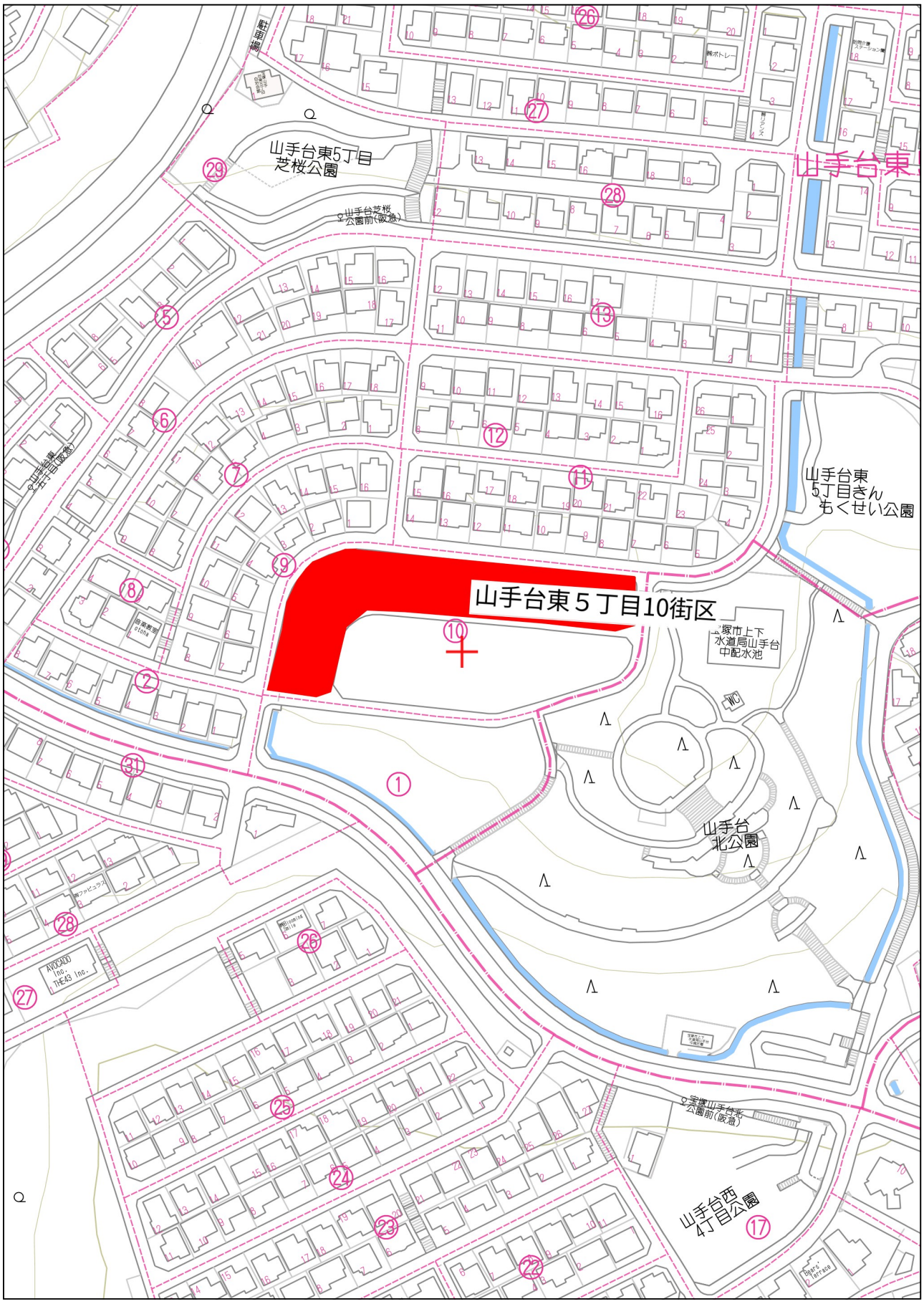
【設定前】


山手台東五丁目４街区
山手台東五丁目７街区
山手台東五丁目１２街区
山手台東五丁目９街区
山手台東五丁目１１街区
山手台東5丁目
山手台東五丁目３街区
山手台東五丁目２街区
山手台西四丁目３１街区
山手台西四丁目２９街区
山手台東4丁目
山手台西4丁目
山手台西四丁目２８街区
山手台西四丁目２６街区

【設定後】


山手台東五丁目９街区
山手台東五丁目１１街区
山手台東5丁目
山手台東五丁目１０街区
山手台東4丁目
山手台西4丁目

兵庫県宝塚市山手台東5丁目10付近



Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD.
禁無断複写複製
兵庫県宝塚市